

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年8月1日

【会社名】 株式会社A N A P

【英訳名】 A N A P I N C .

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 家高 利康

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区神宮前一丁目16番11号  
(上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の場所で行っております。)

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】 東京都港区南青山四丁目20番19号

【電話番号】 (03)5772 - 2717

【事務連絡者氏名】 専務取締役管理本部長 竹内 博

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 普通株式  
新株予約権証券(行使価額修正条項付新株予約権付社債等)

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当  
普通株式 1,349,964,000円  
第6回新株予約権証券 2,828,160円  
新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 702,797,760円  
(注) 行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	3,409,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 本有価証券届出書による普通株式(以下「本普通株式」といいます。)発行(以下「本第三者割当増資」といいます。)は、2024年10月3日開催予定の当社臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)において、本第三者割当増資に伴い必要となる定款の一部変更(普通株式の発行可能株式総数の増加)にかかる議案及び本第三者割当増資についての議案の承認、本第三者割当増資と併せて第6回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の発行(以下「本新株予約権第三者割当」といい、第三者割当増資と併せて「本第三者割当」といいます。)に係る議案の承認を得られることを条件として、本日2024年8月1日に開催した当社取締役会(以下「本取締役会」といいます。)において決議しております。

また、本第三者割当増資については、2024年7月31日開催の産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続(以下「事業再生ADR手続」といい、当社が2023年8月30日付で正式申請を行い、同日付で受理された事業再生ADR手続を、以下「本事業再生ADR手続」といいます。)の事業再生計画案の決議のための債権者会議において、当社の策定する事業再生計画案(以下「本事業再生計画案」といいます。)が本事業再生ADR手続の全対象債権者(以下「本対象債権者」といいます。)の合意により成立しており、本臨時株主総会にて本第三者割当に係る議案について承認を得られることを条件としております。なお、本普通株式の発行の一部は、金銭以外の財産の現物出資(デット・エクイティ・スワップ(以下「DES」といいます。))により行われるものです。

#### 2. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

#### 3. 資金調達方法の概要

本普通株式は、当社が割当予定先である株式会社ネットプライス(以下「ネットプライス社」といいます。)及びネットプライス事業再生 有限責任事業組合(以下「ネットプライス組合」といいます。)に対し普通株式を割り当て、その払込金額の一部に対して割当予定先が当社に対して有する貸付金債権残高850,000千円(元金850,000千円)に相当する債権の現物出資を行い、その残りを金銭による払込を受けます。債権の現物出資及び金銭により当社の財務内容の改善を図るものです。

#### 4. 新株式の発行により資金調達をしようとする理由

##### (1) 資金調達の主な目的

当社は、1992年の創業から30年以上に亘り、主にレディースカジュアルファッション衣料の販売を主要な事業としてまいりました。店頭での対面販売を行う「店舗販売事業」、自社運営のECサイト及び外部のECサイトでの販売を行う「インターネット販売事業」を主要なセグメントとし、その他に法人向けの販売を行う「卸売販売事業」、「ライセンス事業」及び「メタパス関連事業」を事業セグメントとしております。主要事業である店舗販売事業においては、当社ブランドに共感する販売力の高いスタッフが接客を行うことで顧客満足度を高め、もう一つの主要事業であるインターネット販売事業においては、ファッションEC創成期から他社に先駆けて自社オリジナルECサイトを展開してきたことで、業界でも高水準のEC比率を強みとして事業拡大してまいりました。

最近の当社の業績は、2020年以降の世界的な新型コロナウイルス感染症の流行により、政府・自治体の施策等で行動制限がなされ人流が滞ったことや、商品調達における海外サプライチェーンが停滞したこと、インターネット販売への新規参入が増加し競争が激化したこと、長期に亘る行動制限により消費者の平行需要が変容したことなどの複合的な要因から継続的に厳しい状況にあります。2023年に入って、ようやく様々な制限が緩和・解除されたことにより人流が回復し、店舗販売事業については改善の兆しがあるものの、インターネット販売事業においては、同事業を立て直すべく2022年10月31日に第5回新株予約権を発行し、その調達資金を広告宣伝費に充当する予定としておりましたが、株価低迷により新株予約権の行使が進まず資金調達ができなかったことや、費用対効果を考慮し各種施策の実施を抑えたことなどから、同事業を立て直しは滞っている状況にあります。結果として、2023年10月13日に公表した「2023年8月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」のとおり、4期連続の営業利益の赤字となり、上場来初めて期末において債務超過(893百万円)となり、その後も業績の回復が遅れていることから、2024年8月期第3四半期においては債務超過の額(1,693百万円)はさらに拡大しております。さらに、2023年8月期有価証券報告書の「継続企業の前提に関する注記」に記載とおり、資金繰りの悪化や自己資本の脆弱性、売上高の減少や収益率の低下を早期に是正する必要性が生じております。

このような事態を改善すべく2023年10月13日付の「事業再生A D R 手続及び株式会社ネットプライスとのD I Pファイナンスに係る契約締結に関するお知らせ」のとおり、本事業再生A D R 手続を利用して取引金融機関の合意のもとで、今後の事業再生に向けた強固な収益体質の確立と財務体質の抜本的な改善を図っていくことといたしました。本事業再生A D R 手続は、2024年7月31日開催の第3回債権者会議(続行期日7)において、資本政策を含めた事業再生計画案の決議を得ております。

本第三者割当増資は、本事業再生A D R 手続の決議を基に、取引金融機関に金融債権の放棄を要請するとともにD I Pファイナンスによる借入負債に対するDESの手法を併せて用いることで、借入負担軽減と資本増加による債務超過解消を同時に実現し、財務体質の改善を図れると考えております。また、同時に実施する本新株予約権第三者割当により、将来における万一の際の資金確保と事業再生のための資金として調達することを目的としております。

## (2) 資金調達方法の概要

本第三者割当増資は、当社が割当予定先に対し普通株式を割り当て、その払込金額の一部を割当予定先が当社に対して有する貸付金債権残高850,000,000円(元金850,000,000円)に相当する債権の現物出資を行うことで、当社の財務内容の改善を図るものです。

なお、499,964,000円については、金銭による払込を受ける予定です。

## 2 【株式募集の方法及び条件】

### (1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額
株主割当			
その他の者に対する割当	3,409,000株	1,349,964,000	674,982,000
一般募集			
計(総発行株式)	3,409,000株	1,349,964,000	674,982,000

(注) 1. 第三者割当の方法によります。なお、発行価額の一部(850,000,000円)をDESにより割り当てます。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額です。発行価額の総額は1,349,964,000円であり、資本組入の総額は674,982,000円です。

現物出資の目的となる財産については、会社法上、原則として検査役若しくは弁護士、公認会計士又は税理士等による調査が義務付けられておりますが、現物出資の目的となる財産が増資を行う会社に対する金銭債権である場合については、会計帳簿によりその実在性が確認でき、帳簿残高の範囲内である場合には、検査役又は専門家による調査を要しないこととされております(会社法第207条第9項第5号)。但し、同号が適用される金銭債権は、弁済期が到来しているものに限られるため、当社は、現物出資の対象となる貸付金元本債権の弁済期を、いずれも払込期日(2024年10月7日)において本第三者割当増資を実施する時点とする予定です。このため、本第三者割当増資における金銭債権の現物出資につき、検査役又は専門家による調査は行わない予定です。

### (2) 【募集の条件】

発行価格	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
396	198	100株	2024年10月7日		2024年10月7日

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額です。

3. 申込みの方法は、本有価証券届出書の効力が発生し、かつ、本臨時株主総会において本第三者割当増資に関する議案が承認された後、割当予定先との間で総数引受契約を締結することとし、その一部をDESによる払い込む方法とし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価格の総額(会社法上の払込金額)を払い込む方法によります。

### (3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ANAP 総務部	東京都港区南青山四丁目20番19号

## (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社りそな銀行	東京都渋谷区渋谷 2 丁目20番11号

## 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4 【新規発行新株予約権証券(第6回新株予約権証券)】

## (1) 【募集の条件】

発行数	17,676個(新株予約権 1 個につき100株)
発行価額の総額	2,828,160円(新株予約権の発行分)
発行価格	新株予約権 1 個につき160円(新株予約権の目的である株式 1 株当たり1.6円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1 個
申込期間	2024年10月 7 日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社ANA P 総務部 東京都港区南青山四丁目20番19号
払込期日	2024年10月 7 日
割当日	2024年10月 7 日
払込取扱場所	株式会社りそな銀行 渋谷支店 東京都渋谷区渋谷二丁目20番11号

- (注) 1. 第6回新株予約権証券(以下「本新株予約権」という。)の発行については、2024年8月1日開催の当社取締役会決議及び2024年10月3日開催予定の当社臨時株主総会の決議によるものであります。
2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
4. 本新株予約権の目的である株式の振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。
- 名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

## (2) 【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本新株予約権の目的となる株式の総数は1,767,600株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。以下同じ。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。</li> <li>2 行使価額の修正基準：本新株予約権の当初行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)は、2024年8月1日開催の取締役会の直前取引日における当社普通株式の株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」という。)における普通取引の終値(以下「終値」という。)(同日に終値がない場合には、その直前取引日の終値)の90%に相当する価額である。当社は、割当日の翌日から起算して6ヶ月を経過した日以降に開催される当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができるものとする。当該効力発生日以降、当該決議が行われた日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以下、「修正基準日時価」という。)に修正される。但し、修正基準日時価が下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とする。</li> <li>3 行使価額の修正頻度：行使の際に本欄第2項に記載の、行使価額の修正に該当する都度、修正される。但し、直前の行使価額修正から6ヶ月以上経過していない場合には、当社は新たに行使価額修正を行うことはできない。</li> <li>4 行使価額の下限：278円(以下、「下限行使価額」という。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定を準用して調整されることがある。)</li> <li>5 割当株式数の上限：本新株予約権の目的となる株式の総数は1,767,600株、割当株式数は100株で確定している。</li> <li>6 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)：491,392,800円(但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。)</li> <li>7 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。</li> </ol>
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>株式会社ANAP 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、当社の単元株式数は100株であります。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式1,767,600株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、本欄第2項及び第3項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</li> <li>2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄の第4項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</li> </ol>

	$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭もしくは対等額での当社に対する債権とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。但し、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、396円(以下、「当初行使価額」という。)とする。但し、行使価額は本項第3号又は第4項に定めるところに従い、修正又は調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の修正</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日の翌日以降に開催される当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができるものとする。本号に基づき行使価額の修正が決議された場合、当社は、速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、行使価額は、当該通知が行われた日の翌取引日(「取引日」とは株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」という。)において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。)以降、当該決議が行われた日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正される。なお、本号に基づく行使価額の修正は、直前の行使価額修正から6ヶ月以上経過している場合のみ行うことができるものとし、当該期間を経過していない場合には新たな行使価額修正をすることができないものとする。</p> <p>(2) 前号にかかわらず、前号に基づく修正後の行使価額が278円(以下、「下限行使価額」といい、第11項の規定を準用して調整される。)を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>4. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの時価}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本項第(2)号 から までの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項(2)号 から にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じるときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

	<p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。</p> <p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。</p> <p>行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。</p> <p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>702,797,760円</p> <p>(注) 行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求にかかる各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求にかかる各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>

新株予約権の行使期間	2024年10月7日から2029年8月31日(但し、2029年8月31日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)までの期間とする。但し、別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄に定める組織再編成行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社A N A P 総務部 東京都港区南青山四丁目20番19号</li> <li>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</li> <li>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社りそな銀行 渋谷支店 東京都渋谷区渋谷二丁目20番11号</li> </ol>
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</li> <li>2. 各本新株予約権の一部行使はできない。</li> </ol>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本新株予約権の割当日の翌日から起算して6ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日(以下、「取得日」という。)を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、按分比例、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下、「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下、「再編当事会社」と総称する。)は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。</p> <p>新たに交付される新株予約権の数 新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類 再編当事会社の同種の株式 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。</p>

新たに交付される新株予約権にかかる行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件 本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為に際して決定する。 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
---

(注) 1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由

(1) 資金調達の主な目的

本第三者割当の目的は、上記「1 新規発行株式 4. 新株式の発行により資金調達をしようとする理由 (1) 資金調達の主な目的」に記載のとおりです。

(2) 資金調達方法の概要

今回の本新株予約権第三者割当による資金調達は、当社が、割当予定先に本新株予約権を割り当て、その行使が行われることによって当社の資本が増加する仕組みとなっております。

(3) 資金調達方法を選択した理由

当社は、本資金調達を実施するにあたり、各種資金調達方法について慎重に比較検討を進めてまいりました。その結果、当社は、まず債務超過の解消をはかるべく、新株式の発行を通じて、確実に資本の増強を図る事といたしました。本事業再生ADR手続の過程においては、2024年7月31日付で公表した「事業再生ADR手続の成立及び債務免除等の金融支援に関するお知らせ」とおり、対象債権者である金融機関の債権放棄を実施いただくとともに、債権放棄後の残債務を一括で返済することも決定しております。また、本事業再生ADR手続の中で実施した、ネットプライス社からのDIPファイナンスによる貸付金をDESにより、ネットプライス社及びネットプライス組合の新株式の資金に振り替えることも同時に実施いたします(ネットプライス組合の新株式資金に振り替える貸付金は、同組合がネットプライス社から譲渡を受ける予定です。)

一方で、新株式発行による調達においては、増資後に万が一、債務超過に陥った際に当社主導で新株予約権の行使を求めることが出来る条件を付して発行しております。また、本新株予約権の行使による調達資金は、将来の事業資金としての性格も併せ持っております。新株予約権の行使については、その時々状況に応じて行使がより円滑に進むように、行使価額修正条項付新株予約権での発行を選択いたしました。

下記に記載した本新株予約権の特徴及び留意事項、その他の資金調達方法の検討を踏まえ、第三者割当による本新株予約権の発行により資金調達を行うことが最適であると判断し、その発行を決議しました。

(本新株予約権の特徴)

当社が選択した本資金調達方法は、他の資金調達方法と比較して以下の点が優れているものと判断しております。

株式価値希薄化への配慮

普通株式及び新株予約権の発行を組み合わせることで資金調達を行うことにより、普通株式の発行に伴い、発行時に希薄化は生じますが、新株予約権に係る潜在株式は行使されて初めて普通株式となるため、段階的な希薄化になる見込みです。新株予約権が行使された場合、段階的に希薄化は起こりますが、全額を株式での増資とした場合に比べて希薄化への配慮はされていると考えます。

資金調達の柔軟性

本新株予約権には取得条項が付されており、本新株予約権の割当日の翌日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、当社取締役会決議により、割当予定先に対して取得日の通知又は公告を行ったうえで、発行価額と同額で本新株予約権を取得する日に残存する本新株予約権の全部又は一部を割当予定先から当社が取得することが可能となっております。

これにより、当社がより有利な資金調達方法、若しくはより有利な割当先が確保できた場合はそちらに切り替えることが可能となります。

## (本新株予約権の主な留意事項)

本新株予約権には、下記に記載した留意事項がありますが、当社においては、上記「(3) 本資金調達の特徴(当社のニーズに応じた主な特徴)」に記載のように、機動的な資金調達が当社の主導により達成することが可能となること等から、当社にとって下記デメリットを上回る優位性の方が大きいと考えております。

本新株予約権の下限行使価額は278円に設定されているため、株価水準によっては権利行使が行われず、資金調達ができない可能性があります。

本新株予約権は、株価の下落局面では、下方修正されることがあるため、調達額が予定額を下回る可能性があります。ただし、行使価額の修正は当社の判断により行われるものであること、行使価額は下限行使価額が設定されており、下限行使価額を下回ることはありません。

当社の株式の流動性が減少した場合には、調達完了までに時間がかかることがあります。

## (その他の資金調達方法の検討について)

当社は、本資金調達を行うにあたり、当社の目的を達成する方法として、金融機関からの借入れ、公募増資、ライツ・イシュー、社債発行等の資金調達方法を検討いたしました。財務の健全性あるいは本事業再生計画の履行に向けた資金調達の確実性等を勘案した場合、いずれも実現性は少なく、当社の調達方法としてはそぐわないものと考えられます。

## 金融機関からの借入れ

金融機関からの借入れについては、本事業再生A D R 手続により金融機関から債権放棄などを了承いただいている経緯から、新たな借入れが困難であること、また調達資金額が全額負債となるため、財務の健全性が低下することから、当社の目的に沿わないものと考えております。

## 公募増資

公募増資による新株発行は、資金調達が一度に可能になるものの、株式の需給状況も直ちに悪化するため、株価に対する直接的な影響が大きく、また、今回の資金調達額等を勘案すると公募増資を引き受ける証券会社が現実的に存在するかが不確定であり、仮にそのような証券会社が存在する場合でも引受審査に相当の時間を要するとともに引受手数料等のコストが増大するおそれもあると考えられることから、資金調達方法の候補からは除外いたしました。

## 新株予約権無償割当による増資(ライツ・イシュー)

株主全員に新株予約権を無償で割当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、当社においても現時点では実施の目処は立っておりません。他方でノンコミットメント型のライツ・イシューについては、既存株主の参加率及び資金調達の蓋然性が不透明である他、参加率を上げるために払込金額を低く設定した場合には株価に大きな悪影響を与える可能性も否定できないことから、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

## 社債

社債による資金調達は、一時に資金を調達できる反面、調達金額が負債となるため財務の健全性が低下することから、当社の目的に沿わないものと考えております。

## 行使価額固定型の新株予約権等

行使価額固定型の新株予約権は、行使時点での株価推移によっては発行体の期待通りの行使が進まないことがあり、万一の際の資金としてより確実に行使を促す必要があるため行使価額固定型の新株予約権等は、今回の調達に適当でないと判断しました。

2. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容  
該当事項はございません。
3. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決め内容  
当社は本新株予約権割当予定先との間で、過度な一度の大量行使による希薄化を防止することを目的として行使制限条項を、当社の資金需要に応じた機動的な資金調達と、第三者割当増資及びDES後に当社が再び債務超過に陥った場合に機動的に対応することを目的に行使指示条項を設定する予定であります。
4. 提出者の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容  
該当事項はございません。

5. 提出者の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容  
該当事項はございません。
6. その他投資者の保護を図るため必要な事項  
該当事項はございません。
7. 本新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座(社債、株式等の振替に関する法律第131条第3項に定める特別口座を除く。)のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額(以下「出資金総額」という。)を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとします。
  - (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。
  - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な全ての書類が、不備なく別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める当社の指定する口座に入金された日に発生するものとします。
8. 株券の交付方法  
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。
9. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等  
本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,202,761,760	47,700,000	1,155,061,760

- (注) 1. 払込金額の総額は、普通株式の金銭による払込価額総額499,964,000円、新株予約権の払込金額の総額(2,828,160円)及び新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(699,969,600円)を合算した金額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用420万円、価値算定費用300万円、登記関連費用100万円、及びその他諸費用(株式事務手数料・外部調査費用)100万円となります。なお、発行諸費用の概算額は、想定される最大の金額であり、本新株予約権の行使が行われなかった場合、上記登記関連費用及び株式事務手数料は減少します。
4. 行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

## (2) 【手取金の使途】

調達する資金の具体的な使途については、以下のとおり予定しています。

## A 普通株式

現物出資による資金の具体的な使途	想定金額(千円)	支出予定時期
現物出資による債務の株式化(DES)	850,000千円	2024年10月
金融機関への借入金の返済に充当	499,964千円	2024年10月

(注) 資金調達の一部を金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込は499,964千円となります。

## 債務状況の情報

金融機関名	借入残高	債権放棄額	債権放棄後の 残債務	返済予定額	返済予定日
(株)りそな銀行	700,000,000	502,564,102	197,435,898	197,435,898	2024年10月中
(株)三井住友銀行	300,000,000	215,384,615	84,615,385	84,615,385	2024年10月中
(株)みずほ銀行	300,000,000	215,384,615	84,615,385	84,615,385	2024年10月中
(株)商工組合中央公庫	300,000,000	215,384,615	84,615,385	84,615,385	2024年10月中
(株)三菱UFJ銀行	250,000,000	179,487,179	70,512,821	70,512,821	2024年10月中
オリックス(株)	100,000,000	71,794,871	20,205,129	20,205,129	2024年10月中
合計額	1,950,000,000	1,399,999,997	550,000,003	550,000,003	-

- (注) 1. 2024年7月31日付で公表した「事業再生ADR手続の成立及び債務免除等の金融支援に関するお知らせ」とおり、各金融機関に同一割合での債権放棄を承認いただき、債権放棄後の残債額については、一括返済をする予定であります。
2. 返済予定日は、2024年10月7日の増資関連の手続が完了の後に、速やかに行う予定であります。
3. 返済予定額の内、50,000,000円については、ネットプライス社の当社に対する貸付金をもって返済する予定であり、当社代表者の家高利康が所有する当社の全株式を同貸付金の担保として提供する予定です。

## B 本新株予約権に係る差引手取概算額の資金使途

具体的な使途	想定金額	支出予定時期
新規出店および既存店舗の改修	200,000千円	2024年10月～2027年8月
インターネット販売事業における広告・プロモーション費用	200,000千円	2024年10月～2027年8月
商品仕入、イベント販売等の運転資金	300,000千円	2024年10月～2027年8月
合計	700,000千円	-

- (注) 1. 今回調達した資金について、実際に支出するまでは、当社銀行普通預金口座にて管理することとしています。
2. 行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
3. 上記の表の「具体的な使途」は、現時点での優先順位の順に記載しており、優先順位の高位から順次充当する予定ですが、当初計画より変更があった場合や、自助努力により投資予定金額が減額した場合等、その余剰となった投資資金は、上記 商品仕入等の運転資金に充当いたします。

4. 本新株予約権の行使が行われなかった場合には、資金使途として期待する金銭の調達が出来ないため、資金使途については他の資金調達を検討するか施策の実施を見送らざるを得ません。しかしながら、行使価額の修正条項を付加していることと、割当先と行使指示条項を記した引受契約を取り交わすことで概ね資金調達は可能と考えております。

(具体的な使途について)

新規出店及び既存店舗の改修費用

本調達資金のうち200,000千円を新規出店及び既存店舗改装のための資金に充当する予定であります。内訳は新規出店のために150,000千円、既存店舗改装のために50,000千円を充当する予定であります。具体的な支出時期は現時点では未定ですが、2026年8月までの間に新規出店については5店舗程度、改装店舗については、3～4店舗程度に資金を充当していくことを考えております。

インターネット販売事業における広告・プロモーション費用

本調達資金のうち200,000千円を広告・プロモーション費用に充当する予定であります。本資金については、インターネット販売事業に留まらず、当社のブランド戦略及び商品戦略に則り、様々な媒体向けの広告・プロモーション費用に充当してまいります。

具体的には、従来当社が注力してこなかったテレビCMや、芸能事務所等との業務提携による著名なタレントを使ったイベント開催のプロモーション費用等に充当してまいります。これらの取り組みはネットプライス社が持つ豊富な知見と実績に基づく積極的な支援を得て実現可能と考えております。

商品仕入、イベント販売等の運転資金

本調達資金のうち300,000千円を運転資金として、商品仕入代金やイベント販売等の費用の他、全社的な人材採用費用やコンサルティング費用、マーケティング費用等、販売費及び一般管理費等の支払いに充当してまいります。

(4) 前回のエクイティ・ファイナンスの状況

第三者割当による新株式の発行

払込期日	2022年10月31日
調達資金の額	167,000,000円
発行価額	1株につき334円
募集時における発行済株式数	4,974,800株
当該募集による発行株式数	500,000株
募集後における発行済株式総数	5,474,800株
割当先	株式会社ピアズ
発行時における当初の資金使途	新規出店及び既存店舗改装のための資金 運転資金
発行時における支出予定時	2022年11月～2024年10月
現時点における充当状況	当初の使途のとおり充当しております。

## 第三者割当による第5回新株予約権の発行

割当日	2022年10月31日
発行新株予約権数	15,000個
発行価額	総額8,850,000円(新株予約権1個当たり590円)
発行時における 調達予定資金の額 (差引手取り概算額)	535,350,000円(差引手取概算額 520,350,000円) (内訳) 新株予約権発行分 8,850,000円 新株予約権行使分 526,500,000円
行使価額	1株あたり当初351円
募集時における 発行済株式数	5,474,800株
当該募集による 潜在株式数	1,500,000株
現時点における 行使状況	行使済株式数：0株
現時点における 調達した資金の額	0円
割当先	株式会社ピアズ：14,000個 ジェミニストラテジーグループ株式会社：1,000個
発行時における 当初の資金用途	メタパース関連事業推進のための資金 広告宣伝費用、 運転資金
発行時における 支出予定時期	2022年11月～2024年10月
現時点における 充当状況	当社は2023年5月12日付で第5回新株予約権の全てを取得及び消却しております。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

## 1 【割当予定先の状況】

## (1) 割当予定先の概要及び割当予定先との関係

## (a) 株式会社ネットプライス

a. 割当予定先の概要	
名称	株式会社ネットプライス
本店の所在地	東京都港区新橋二丁目16番1号
代表者の役職及び氏名	代表取締役 古賀 賢一
資本金	490百万円(2024年3月末日現在)
事業の内容	Eコマース事業
主たる出資者及びその出資比率	エムグループホールディングアンドキャピタル(株) : 35.2% (株)Meister : 18.0% 立川光昭 : 15.0% 須田忠雄 : 13.3%
b. 提出者と割当予定先との関係	
当社が保有している割当予定先の株式の数(2024年8月31日現在)	該当事項はありません。
割当予定先が保有している当社の株式の数(2023年8月31日現在)	当社普通株式750,000株(14.62%)を保有する主要株主であります。
人事関係	同社の執行役員林光が、当社の取締役を兼務しております。
資金関係	同社より、事業資金として600百万円の借入を行っており、10月7日までにさらに250百万円を借り入れる予定です。
技術関係	該当事項はありません。
取引等関係	2023年5月12日付で、当社と資本業務提携契約を締結しております。

## (b) ネットプライス事業再生 有限責任事業組合

a. 割当予定先の概要		
名称	ネットプライス事業再生 有限責任事業組合	
所在地	東京都港区新橋二丁目16番1号	
設立根拠等	有限責任事業組合契約に関する法律	
業務執行組員又はこれに類する者	氏名	林 光（職務執行者）
	住所	東京都渋谷区
	職業の内容	株式会社トランディア 代表取締役
主たる出資者、比率	株式会社ネットプライス 71.4% 立川 光昭 28.6%	
出資額	70,000円	
組成目的	投資業 匿名組合契約の締結並びにその出資財産の管理運用 株式、有価証券等の保有、管理及び運用等	
b. 提出者と割当予定先との間の関係		
当社が保有している割当予定先の株式の数(2023年8月1日現在)	該当事項はありません。	
割当予定先が保有している当社の株式の数(2023年8月31日現在)	該当事項はありません。	
人事関係	同組合の職務執行者である林光氏は、当社の取締役を兼務しております。	
資金関係	該当事項はありません。	
技術関係	該当事項はありません。	
取引等関係	運営母体である株式会社ネットプライスと2023年5月12日付で、当社と資本業務提携契約を締結しております。	

## (c) 有限会社ジー・アイ・エム商事

a. 割当予定先の概要	
名称	有限会社ジー・アイ・エム商事
本店の所在地	神奈川県横浜市港南区芦が谷一丁目1番6号
取締役に関する事項	取締役 猿谷 繁 取締役 安本 剛
資本金	3百万円（2024年7月末日現在）
事業の内容	衣料品、雑貨、食品の企画、デザイン、清算、販売等
主たる出資者及びその出資比率	安本剛 100%
b. 提出者と割当予定先との間の関係	
当社が保有している割当予定先の株式の数（2024年8月31日現在）	該当事項はありません。
割当予定先が保有している当社の株式の数（2023年8月31日現在）	該当事項はありません。
人事関係	同社の取締役安本剛が代表取締役を務める株式会社ベストキャリアと当社の間で、業務委託契約を締結しており安本氏が業務委託の一環で当社の営業本部長に就いております。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引等関係	同社の安本剛取締役が代表を務める株式会社ベスト・キャリアと2023年12月1日付で、当社と業務委託契約を締結しております。

## c. 割当予定先の選定理由

当社は、1992年の創業から30年以上に亘り、レディースカジュアルを中心にブランドを育ててまいりました。2002年1月には、業界に先駆けてインターネットショッピングサイトの運営を開始し、インターネット販売事業は、一時は当社の売上高の6割を占めるなど、主力事業として当社を支えてきましたが、大手プラットフォームの台頭や新型コロナウイルス感染症の感染拡大による消費者の嗜好の変容などから同事業は長期に亘る不振に陥り、当社の業績へ大きな影響を与えております。

当社においては、新型コロナウイルス感染症の収束に伴い、店舗販売事業は回復の兆しが出てきているものの、インターネット販売事業は依然として厳しい状況が続いております。このような状況を受けて、当社は、2023年8月期において、上場来初の債務超過(893百万円)に陥り、その後も業績の回復が遅れていることから、2024年8月期第2四半期において債務超過の額(1,442百万円)が拡大しており、事業の立て直し、特に不振の続くインターネット販売事業の再生が急務となっております。

今回の普通株式及び新株予約権の割当先候補であるネットプライス社は、会員数490万人、アクティブユーザー60万人を誇るユーザーデータベースを活用したECプラットフォームサービスを展開しており、デジタル領域に特化したセールスプロモーション支援等も提供している企業であります。

ネットプライス社は、当社の現在の状況に理解を示すとともに、同社の保有するインターネット販売事業のネットワークやノウハウを活かし、当社の事業再生への積極的なサポートを表明しており、既に2023年5月12日付で当社の主要株主であった株式会社ピアズより当社株式750,000株を譲り受けております。また、同社は、美容化粧品等を取り扱う株式会社フォーシーズHDや婦人靴を取り扱う株式会社アマガサ等、当社の事業と親和性の高い企業にも再生支援にも深く関与しており、これらの企業との連携やインターネット販売事業での協業が期待できます。

以上の点を考慮し、ネットプライス社との間で、2023年5月12日付で資本業務提携契約を締結いたしました。

また、前述のとおり、2023年8月より事業再生ADR手続を利用して、関係当事者である取引金融機関等の全対象債権者の合意を得て事業再生を進めており、本事業再生ADR手続中にフィナンシャル・アドバイザーを選任し、広くスポンサーを募ることも致しました。最終的に、複数の候補の中からネットプライス社に当社のスポンサーとして、また事業パートナーとして資金・事業の両面から支援いただくこととなりました。当社とネットプライス社は、経営資源、ノウハウ等を相互に活用することで発生するシナジー効果により、インターネット販売事業のより円滑な推進が可能となっていることから、当社は、同社と新たに最終合意契約(以下「本最終合意契約」といいます。)を締結した上で、本資金調達実施後においても、同社がその保有比率を維持し、当社と同社の関係が維持されることが事業運営上重要であると考え、同社を割当予定先として選定いたしました。

今回の投資総額が20億円超(DES含む)となるため、ネットプライス社の企業規模等からは大きなリスクとなるため、リスク分散の観点から別途組合を組成し投資家を募ることとした旨の説明を受けております。ネットプライス組合及びその出資を募ることを予定している先は、ネットプライス社と同様に中長期に亘り当社の再生にご支援いただける先と判断したことから、同組合を割当予定先として選定いたしました。

最後に有限会社ジー・アイ・エム商事(以下「ジー・アイ・エム商事」といいます。)については、同社の取締役を務める安本氏が当社の営業本部長を兼務しており、当社の事業再生計画案の施策の企画・実行に深く関与しております。同社に新株予約権を付与することで、業績回復に伴う当社株式の市場評価の向上が、当社の業績をけん引する安本氏のモチベーション維持にも繋がると企図し、割当予定先として選定しました。

#### d. 割り当てようとする株式の数

株式会社ネットプライス	普通株式	505,000株
	本新株予約権	7,575個(その目的となる株式 757,500株)
ネットプライス事業再生 有限責任事業組合	普通株式	2,904,000株
	本新株予約権	7,576個(その目的となる株式 757,600株)
有限会社ジー・エム・アイ商事	本新株予約権	2,525個(その目的となる株式 252,500株)

DESによる新株式の割当分について、ネットプライス社からネットプライス組合に、引受の予定にまでに対象債権の譲渡が行われる予定であります。

#### e. 株券等の保有方針

当社は、2023年5月12日の取締役会において、ネットプライス社との間で資本業務提携契約を締結しているところ、2024年8月1日の取締役会において、本最終合意契約の締結を決議し、かかる資本業務提携契約については解除することとなります。当社は、ネットプライス社による本新株式の発行による当社株式の取得は、当該契約に基づく資本業務提携の一環として行われるものであり、当社の安定株主として関係強化を目的とした中長期保有の方針で本新株式を保有する方針であることを確認しております。また、ネットプライス組合においても、ネットプライス社と同様の保有方針であることを確認しております。

本新株予約権を割り当てるネットプライス社、ネットプライス組合につきましては、権利行使を前提として保有し、権利行使に基づき発行された普通株式につきましても、中長期保有とすることを口頭で確認しておりますが、株価の推移によっては、投資回収の観点から市場において売却し、利益を得る可能性が考えられます。また、当社の東京証券取引所のスタンダード市場における上場維持基準に適合するために、純資産の額が正であること及び流通株式の比率が基準を上回るために、当社からネットプライス社、ネットプライス組合及びジー・アイ・エム商事に対して一部市場において売却することの検討を依頼する可能性がございます。本新株予約権のもう1社の割当先であるジー・アイ・エム商事については、権利行使後に株式を売却することで、成功報酬的に資金の回収を行う旨の説明を受けております。

#### f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、普通株式及び新株予約権の割当先であるネットプライス社及びネットプライス組合の資金の状況について確認いたしました。

ネットプライス社においては、2023年9月期に係る損益計算書により、当該期間の売上高が582百万円、営業利益が62百万円、経常利益が68百万円、当期純利益が67百万円であることを確認いたしました。また、当社はネットプライス社の預金口座の残高照会の写しを受領し、2024年6月13日現在の預金残高が1,000百万円超であることを確認し、残高照会の時点から払込時まで大きな変動及びその予定がないことをネットプライス社と口頭で確認を行い、払込みに必要な財産の存在を確認いたしました。

ネットプライス組合においては、組合組成時の出資額及び2024年6月12日現在の出資者であるネットプライス社の預金残高1,000百万円超であることを確認し、払込に必要な財産の存在を確認いたしました。

ジー・アイ・エム商事においては、同社は休眠会社を活用しての資産運用会社であり、銀行預金等の残高が確認できなかったことから、同社の取締役である安本剛氏が代表を務める株式会社ベストキャリアと当社との業務委託契約の内容及びその進捗の状況等に鑑み新株予約権費用の確保は可能であると判断しました。新株予約権の行使の際の払込金額については、行使の後、取得した株式を売却することで新たな資金を獲得するとの説明を受けております。

当社は、それぞれの財務諸表又は出資額の各数値及び預金口座残高、または個人へのヒアリングを経てにより財務の健全性が確認されたこと、本新株式及び本新株予約権の引き受けに必要な現金及び預金を保有していることを確認できたことにより、ネットプライス社及びネットプライス組合の自己資金による本資金調達の払込みに関して可能であるものと判断しております。

#### g. 割当予定先の実態

ネットプライス社、ネットプライス組合及びジー・アイ・エム商事

当社は、ネットプライス社、ネットプライス組合及びジー・アイ・エム商事から、反社会的勢力との関係がない旨の表明書を受領しております。ネットプライス社、ネットプライス組合及びジー・アイ・エム商事、またその役員、主要株主又は組合員、出資者が反社会的勢力とは関係がないことを確認するため、独自に専門の調査機関(株式会社TMR、代表取締役社長：高橋新治)に調査を依頼し、当該調査機関から割当予定先の3者とも反社会的勢力等の関与事実がない旨の調査報告書を受領しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

#### h. 特定引受人に関する事項

本資金調達により発行される本新株式及び本新株予約権の目的である株式5,176,600株に係る議決権の数は51,766個であり、その結果、割当予定先であるネットプライス社とネットプライス組合は合算して、当社の総議決権の数の最大55.08%を保有し得ることとなり、会社法第206条の2第1項及び会社法第244条の2第1項に定める特定引受人に該当いたします。以下は、同項並びに会社法施行規則第42条の2及び第55条の2に定める通知事項です。

( )特定引受人の氏名又は名称及び住所

・株式会社ネットプライス(住所：東京都港区新橋二丁目16番1号)

・ネットプライス事業再生 有限責任事業組合(住所：東京都港区新橋二丁目16番1号)

( )特定引受人がその引き受けた募集株式又は募集新株予約権に係る交付株式の株主となった場合に有することとなる最も多い議決権の数

56,741個

( )( )の交付株式に係る最も多い議決権の数

49,241個

( )( )に規定する場合における最も多い総株主の議決権の数

103,005個

( )特定引受人との間の総数引受契約締結に関する取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、本第三者割当増資が実施され、本新株予約権が行使された場合、大規模な希薄化による既存の株式価値の下落のおそれがありますが、本第三者割当増資の実施及び本新株予約権の行使による調達資金は、資本増加による債務超過解消を実現し、財務体質の改善を図ることを可能にするものと考えております。また、同時に実施する本新株予約権第三者割当により、将来における万一の際の資金確保と事業再生のための資金として調達することを目的としております。したがって、財務体質の強化、事業資金の確保に資するものであることから、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の向上を図ることができ、既存株主の皆様の利益に貢献できるものであり、合理的であると判断しております。なお、取締役のうち1名はネットプライス社の執行役員及びネットプライス組合の職務執行者を兼任しておりますので、特別の利害関係を有するとして、本審議には参加しておりません。

( )特定引受人との間の総数引受契約締結に関する監査等委員会の意見

当社の監査等委員会より、以下の各号の事項を総合的に勘案した結果、本資金調達に関して、特定引受人との間で総数引受契約を締結することについては、合理的であると判断する旨の意見を書面により受領しております。

本第三者割当増資を実施し、本新株予約権が行使され、当社が資金を調達することにより、当社の財務基盤の安定化、収益力の改善を図る必要性が認められること

本第三者割当増資に係る本新株式の払込金額は日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日制定）に準拠しているものと考えられること及び本新株予約権の発行価額は第三者算定機関によって算出された評価額と同額であることから、割当予定先に対し特に有利な条件でないこと

本第三者割当増資の実施及び本新株予約権の行使による資金調達により当社の収益力の改善、事業拡大及び財務基盤の安定化を図るという目的に照らし、株式の希薄化の規模が合理的であること

本第三者割当増資に際し、株主総会決議による株主の意思確認手続きが行われること

## 2 【株券等の譲渡制限】

普通株式については、該当事項はありません。

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当で発行されるものであり、かつ譲渡制限が付されており、当社取締役会の承諾がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。なお、当社は、割当予定先が本新株予約権の全部又は一部を譲渡する場合には、当社取締役会における承認の前に、譲渡人の本人確認、反社会的勢力と関係がないことの確認、行使にかかわる払込原資の確認、本新株予約権の保有方針の確認を行います。

### 3 【発行条件に関する事項】

#### (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

##### 普通株式

普通株式の発行価額につきましては、当社普通株式の株価動向、市場動向等を勘案し、本新株式に係る発行決議日の直前営業日(2024年7月31日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値である440円に対し10%ディスカウントである396円といたしました。当該発行価額として、本新株式に係る発行決議日の直前営業日の終値を基準とした理由は、算定時に最も近い時点の市場価格である発行決議日の直前営業日の終値が、当社の企業価値を適切に表すものであり、当社普通株式の現時点における公正な価格を算定するにあたって基礎とすべき価格として合理性があると判断したためであります。

ディスカウントを実施する理由については次の通りです。当社は2022年8月に株式会社商工組合中央金庫より資本金劣後ローン3億円の調達を行い、当面の資金繰りには支障はありませんが、2024年8月期第3四半期において、純資産が1,693百万円と財務状態は非常に悪化しており、早期の株主資本の増強及び業績の回復のためには、本資金調達が必要不可欠と考えております。一方で、当社の直近の業績が安定的とは言えない状況の中で、割当先が割当を引き受ける際のリスクに鑑みますと、相応のディスカウントを行うことはやむを得ないと考えております。その上で、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(2010年4月1日付 以下、「日証協指針」といいます。)にいう「直前営業日の当社株価終値の0.9を乗じた額以上」を考慮のうえ割当先と協議した結果、10%のディスカウントが適切であると判断いたしました。

なお、本普通株式の発行価額の当該直前営業日までの1ヶ月間の終値平均407円に対する乖離率は2.7%、当該直前営業日までの3ヶ月間の終値平均317円に対する乖離率は24.9%、当該直前営業日までの6ヶ月間の終値平均271円に対する乖離率は46.1%となっております。

当社は、本新株式の発行価額が当社普通株式の客観的な値である市場価格を基準に決定されたものであり、日証協指針に準拠しており、合理的な発行価格であると認識しております。当社といたしましては、割当予定先が当社普通株式を中長期的に保有することにより、当社のみならず株主の皆様にも大きなメリットを有しているものと考えております。

また、当社監査役3名(うち社外監査役2名)全員より、本新株式の発行価額は、当社普通株式の価値を表す客観的な値である市場価格を基準にしていること、本新株式の発行価格は日証協指針に準拠して算定されていることから、本新株式の発行条件等が割当先に対して特に有利な金額には該当せず、適法である旨の意見を取得しております。

##### 本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行価額の決定について、公正性を期すため、第三者評価機関であるブルーアス社に対して本新株予約権の公正価値算定を依頼し、同社より本新株予約権の価値算定書を取得しております。

ブルーアス社は、発行要項及び本契約に定められた諸条件を考慮し、一定の前提(当社株式の株価、ボラティリティ、行使期間、配当利回り、無リスク利率、行使条件等)の下、一般的な価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の公正価値を算定しております。

当社取締役会は、かかる本新株予約権の発行価額について、第三者評価機関が評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、当該前提条件を反映した新株予約権の算定手法として一般的に用いられている方法で価値を算定していることから、適正かつ妥当なものと判断し、本新株予約権の1個当たりの払込金額を該算出結果と同額の160円(1株当たり1.6円)といたしました。

本新株予約権の行使価額については、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日(2024年7月31日)の東京証券取引所における普通取引の終値440円を参考として終値の90%に当たる1株396円(乖離率10%)に決定いたしました。なお、本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの1ヶ月間の終値平均407円に対する乖離率は2.7%、当該直前営業日までの3ヶ月間の終値平均317円に対する乖離率は24.9%、当該直前営業日までの6ヶ月間の終値平均271円に対する乖離率は46.1%となっております。本新株予約権の行使価額の算定方法について、取締役会決議日の前取引日終値を参考値として採用いたしましたのは、最近6ヶ月間及び発行決議日直前取引日の東証終値と比べて過度に低い水準となることはなく、かかる行使価額に照らしても、本新株予約権の払込金額は適正な価額であると考えております。

当該判断に当たっては、当社監査役3名(うち社外監査役2名)全員より、プルータス社は当社と顧問契約関係がなく、当社経営陣から一定程度独立していると認められること、プルータス社は割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、プルータス社による本新株予約権の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等に関してプルータス社から説明を受け又は提出を受けた資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できることから、本新株予約権の発行条件等が割当先に対して特に有利な金額には該当せず、適法である旨の意見を受けております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本普通株式については、割当予定先に対して割り当てる普通株式の数は3,409,000株、当該普通株式に係る議決権数は34,090個(2024年2月29日現在の当社の発行済株式総数5,474,800株に対する割合は62.3%、議決権総数51,239個に対する割合は66.5%)となります。

また、本新株予約権の目的となる株式数は1,767,600株であり、同株式に係る議決権の数は17,676個であるため、全ての本新株予約権が行使された場合には、当社発行済株式総数5,474,800株に対する割合は32.3%、同日現在の当社の議決権総数51,239個に対する割合は34.5%となります。

なお、本普通株式及び本新株予約権の目的となる株式数の合算は5,176,600株であり、同株式に係る議決権の数は51,766個であるため、本普通株式に加えて全ての本新株予約権が行使された場合には、当社発行済株式総数5,474,800株に対する割合は94.6%、同日現在の当社の議決権総数51,239個に対する割合は101.0%となります。

以上より、本第三者割当により、相当程度の希薄化が生じることとなります。

しかし、当社といたしましては、本新株式、及び本新株予約権の発行及びその行使により資金を調達することは、当社の財務体質改善のための資本増強を行いつつ、当社の主要事業であり特に業績の低迷が著しいインターネット販売事業を再生すべく広告・プロモーション費用を厚く確保することで、将来の業績の向上と経営基盤の安定化を図り、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると考えております。

#### 4 【大規模な第三者割当に関する事項】

本第三者割当により発行される本普通株式の発行により約62.3%の希薄化が生じ、また、当該本普通株式の発行が完了した場合に割当予定先が有することとなる議決権の割合は48.74%となる予定です。また、本第三者割当により発行される本新株予約権がすべて行使された場合に発行される当社普通株式(1,767,600株)の議決権数は合計17,676個であり、2024年2月29日現在の株主名簿に基づく当社の発行済株式に係る議決権総数である51,239個に対する割合は34.5%となり、25%以上の希薄化が生じる可能性があります。そのため、本第三者割当は、大規模な第三者割当に該当いたします。

#### 5 【第三者割当後の大株主の状況】

##### (1) 第三者割当増資による新株式発行後

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合(%)	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
ネットプライス事業 再生 有限責任事業組 合	東京都港区新橋二丁目16番1号	0	0	2,904,000	34.03
(株)ネットプライス	東京都港区新橋二丁目16番1号	750,000	14.64	1,255,000	14.71
家高 利康	東京都世田谷区	865,000	16.88	865,000	10.14
中島 篤三	東京都世田谷区	601,100	11.73	671,100	7.04
寺岡 聖剛	東京都渋谷区	414,200	8.08	414,200	4.85
家高 祐輔	東京都世田谷区	50,000	0.98	50,000	0.59
中島 睦美	東京都世田谷区	46,800	0.91	46,800	0.55
津留 静夫	岡山県岡谷市	41,600	0.81	41,600	0.49
(株)近藤紡績所	愛知県名古屋市中区丸の内二丁目 18番25号	40,000	0.78	40,000	0.47
竹内 博	埼玉県蕨市	40,000	0.78	40,000	0.47
JPモルガン証券(株)	東京都千代田区丸の内二丁目7番 3号	40,000	0.78	40,000	0.47
NAX JAPAN(株)	東京都中央区銀座五丁目13番3号	40,000	0.78	40,000	0.47
計	-	2,928,700	57.16	6,337,700	74.27

(注) 1. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

2. 「所有株式数(株)」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)」は、2024年2月29日時点の株主名簿を基準に、2024年7月31日までに当社が確認した大量保有報告書を反映し記載しております。

3. 「割当後の所有株式数(株)」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)」は、2024年2月29日現在の発行済株式総数及び議決権数に、本普通新株式3,409,000株(議決権数34,090個)を加えて算出しております。

## (2) 第三者割当による新株式発行及び第三者割当による新株予約権の行使後

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合(%)	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
ネットプライス事業 再生 有限責任事業組 合	東京都港区新橋二丁目16番1号	0	0	3,661,600	35.55
(株)ネットプライス	東京都港区新橋二丁目16番1号	750,000	14.64	2,012,500	19.54
家高 利康	東京都世田谷区	865,000	16.88	865,000	8.40
中島 篤三	東京都世田谷区	601,100	11.73	671,100	5.84
寺岡 聖剛	東京都渋谷区	414,200	8.08	414,200	4.02
(有)ジー・アイ・エム商 事	神奈川県横浜市港南区芦が谷一丁 目1番6号	0	0	252,500	2.45
家高 祐輔	東京都世田谷区	50,000	0.98	50,000	0.49
中島 睦美	東京都世田谷区	46,800	0.91	46,800	0.45
津留 静夫	岡山県岡谷市	41,600	0.81	41,600	0.40
(株)近藤紡績所	愛知県名古屋市中区丸の内二丁目 18番25号	40,000	0.78	40,000	0.39
竹内 博	埼玉県蕨市	40,000	0.78	40,000	0.39
JPモルガン証券(株)	東京都千代田区丸の内二丁目7番 3号	40,000	0.78	40,000	0.39
NAX JAPAN(株)	東京都中央区銀座五丁目13番3号	40,000	0.78	40,000	0.39
計	-	2,928,700	57.16	8,105,300	78.69

(注) 1. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

2. 「所有株式数(株)」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)」は、2024年2月29日時点の株主名簿を基準に、2024年7月31日までに当社が確認した大量保有報告書を反映し記載しております。

3. 「割当後の所有株式数(株)」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)」は、2024年2月29日現在の発行済株式総数及び議決権数に、本普通新株式3,409,000株(議決権数34,090個)及び本新株予約権の行使により発行される株式1,767,600株(議決権数17,676個)を加えて算出しております。

## 6 【大規模な第三者割当の必要性】

### (1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由

当社の財務状態は2024年8月期第3四半期において1,693百万円の債務超過となり、本事業再生ADR手続を利用して取引金融機関の合意のもとで、今後の事業再生に向けた強固な収益体質の確立と財務体質の抜本的な改善を図っていくこととしております。また、本事業再生ADR手続期間中の運転資金及び事業資金を確保するため、ネットプライス社より850百万円を上限とするDIPファイナンスの契約を締結しております。

当社の直近の業績が安定的とは言えない状況で引受先が限られる中、当社への支援により当社の再生を図り、新たな事業の創造に期待を持つ割当先であるネットプライス社及びネットプライス社が出資するネットプライス組合に対して、資本提携業務の強化・促進を目的として第三者割当増資を実施することといたしました。調達した資金により主要事業である店舗開発及び改修とインターネット販売事業の早期の立て直しをはかり、さらに商品仕入を中心とした本業の運転資金の充実を図ることで、経営基盤の安定と企業価値の増大を目指してまいります。

また、脆弱な財務体質を早期に改善するため、同じく本事業再生ADR手続において、取引金融機関に総額約1,400百万円の債権放棄の要請を行っております。

その結果、本第三者割当による新株式及び本第三者割当による新株予約権の行使による資金調達が実現した際には94.6%の希薄化となりますが、業績回復さらに中長期で成長を継続することが株主価値向上につながると考え、大規模な第三者割当を実施することといたしました。

## (2) 大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

上記「4 大規模な第三者割当に関する事項」に記載のとおり、普通株式の発行による発行株式数は3,409,000株（議決権の数は34,090個）、本新株予約権の行使による発行株式数は1,767,600株（議決権の個数は17,676個）であり、その合計数は5,176,600株（議決権の個数は51,766個）となり、2024年2月29日現在の当社発行済株式総数5,474,800株に対し94.6%（2024年2月29日現在の当社議決権個数51,239個に対しては101.0%）の割合の希薄化が生じます。これにより既存株主様におきましては、株式持分及び議決権比率が低下いたします。

しかしながら、本資金調達には、当社グループの事業規模拡大及び財務基盤の強化を目的に行うものであり、当社企業グループ全体での売上高及び利益の向上並びに財務体質の安定化につながることから、中長期的には企業価値の向上による既存株主の皆様の利益拡大が図られると考えております。

また、当社の過去3期の1株当たり当期純損失（ ）は、2021年8月期 175.57円、2022年8月期 114.74円、2023年8月期 230.84円となっております。本件により調達した資金を上記「2.新規発行による手取金の使途（2）手取金の使途」に記載の使途に充当することで、当社の持続的な成長が期待でき、当期純利益の改善が図れるものと考えております。

以上の理由により、当社といたしましては、本新株式及び本新株予約権の発行及びその行使により資金を調達することは、当社の財務体質改善のための資本増強を行いつつ、当社の主要事業である店舗販売事業及びインターネット販売事業の拡大・強化を推進し、特に業績の低迷が著しいインターネット販売事業を再生すべく広告・プロモーション費用を厚く確保することで、将来の業績の向上と経営基盤の安定化を図り、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

## (3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

上記のとおり、本資金調達は、希薄化率が25%以上になることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条の定めに基づき、経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手又は当該割当に係る株主総会決議などによる株主の意思確認手続のいずれかが必要となります。そこで、当社は、本臨時株主総会において、特別決議をもって本第三者割当増資について、株主の皆様の意思確認手続を行う予定です。

**7 【株式併合等の予定の有無及び内容】**

該当事項はありません。

**8 【その他参考になる事項】**

該当事項はありません。

**第4 【その他の記載事項】**

該当事項はありません。

**第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】****第1 【公開買付け又は株式交付の概要】**

該当事項はありません。

**第2 【統合財務情報】**

該当事項はありません。

**第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約(発行者(その関連者)と株式交付子会社との重要な契約)】**

該当事項はありません。

## 第三部 【追完情報】

### 1．事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第32期)に記載された「事業等のリスク」について、本有価証券届出書提出日(2024年8月1日)までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないものと判断しております。

### 2．臨時報告書の提出について

組込情報である第32期有価証券報告書の提出日(2023年11月30日)以降、本有価証券届出書提出日(2024年8月1日)までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

(2023年11月30日提出の臨時報告書)

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく

#### 1．提出理由

2023年11月29日開催の当社第32回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

#### 2．報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2023年11月29日

(2) 当該決議事項の内容

議案 取締役4名選任の件

取締役として、家高利康、竹内博、西堀敬、林光の4名を選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果(賛成の割合)
議案					
家高 利康	27,915	253	0		可決 (99.10%)
竹内 博	27,920	248	0	(注)	可決 (99.12%)
西堀 敬	27,915	253	0		可決 (99.10%)
林 光	27,919	249	0		可決 (99.12%)

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

(2024年2月22日提出の臨時報告書)

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく

1. 提出理由

当社において、主要株主の異動がありますので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2. 報告内容

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名

主要株主となるもの 中島 篤三

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

主要株主となるもの

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	3,711個	7.24%
異動後	6,711個	13.10%

(注) 1. 異動前及び異動後の「総株主等の議決権に対する割合」は、少数点以下第三位を四捨五入して算出しております。

2. 議決権所有割合は、2023年8月31日現在の総議決権数(51,237個)を基準に算出しております。

(3) 当該異動の年月日

2024年2月16日

(4) その他の事項

本臨時報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額 522,865千円

発行済株式総数 普通株式 5,474,800株

(2024年7月17日提出の臨時報告書)

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく

1. 提出理由

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2. 報告内容

(1) 当該事象の発生年月日

2024年7月16日(取締役会決議日)

(2) 当該事象の内容

当社は、2023年8月期の本決算以降現在までの事業環境を踏まえ、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、固定資産の回収可能性について検討した結果、2024年8月期第3四半期会計期間(2024年3月1日~2024年5月31日)において、同会計期間中に新店舗に係る内装費等について減損処理を実施するものとした。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

当該事象により、2024年8月期第3四半期の決算において、減損損失等により41百万円を特別損失に計上いたしました。

## 第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第32期)	自 2022年9月1日 至 2023年8月31日	2023年11月30日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第33期第3四半期)	自 2023年9月1日 至 2024年5月31日	2024年7月16日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部 【特別情報】

### 第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2023年11月30日

株式会社A N A P

取締役会 御中

フェイス監査法人

東京都渋谷区

指定社員  
業務執行社員

公認会計士 中川 俊介

指定社員  
業務執行社員

公認会計士 大槻 直太

## < 財務諸表監査 >

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社A N A Pの2022年9月1日から2023年8月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社A N A P及び連結子会社の2023年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前連結会計年度以前より継続して営業損失を計上しており、また、当連結会計年度においても、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上し、債務超過となっていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2023年10月13日開催の取締役会において株式会社ネットプライスとの間でDIPファイナンスに関する取引基本約定書を締結することを決議し、同日付で取引基本約定書を締結している。また、当該契約に基づき2023年11月24日に借入を実行している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」に記載されている事項のほか、以下に記載した事項を監査報告書において監査上の主要な検討事項として報告すべき事項と判断している。

商品及び製品の評価の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>当連結会計年度の連結貸借対照表において、「商品及び製品」554,035千円が計上されており、当該金額は連結総資産の33.4%を占めている。</p> <p>会社は、注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）5．会計方針に関する事項（1）重要な資産の評価基準及び評価方法 □ 棚卸資産に記載のとおり、商品及び製品の評価方法は、総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）によっており、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としている。</p> <p>また、注記事項（重要な会計上の見積り）2．棚卸資産の評価に記載のとおり、一定期間以上滞留が認められる商品及び製品については、商品及び製品の収益性が低下したと仮定し、収益性の低下による正味実現可能価額の下落を反映するために、時の経過に伴って定期的にその帳簿価額を減額している。</p> <p>会社の事業は、衣料品の小売業であり、競合企業との厳しい競争関係にあり、流行や嗜好の変化が速く商品のライフサイクルが短い傾向がある。また、会社が顧客の嗜好の変化に対応した商品及び製品を提供できない場合や、予測できない気象状況の変化が生じた場合等において、販売可能性の低下した商品及び製品が増加する可能性があることから、商品及び製品の評価の見積りには不確実性が伴う。</p> <p>このように、会社は販売可能性の低下した商品及び製品を適切に評価するための方針を策定・適用して商品及び製品の評価を行っているものの、当該見積りは不確実性を伴い、当該評価方針に係る仮定は経営者の主観的な判断を伴うものであることから、当監査法人は、商品及び製品の評価を監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、商品及び製品の評価の妥当性を検討するため、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>商品及び製品の評価に関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。</li> <li>正味売却価額について、直近の販売実績との比較を実施し、収益性の低下が適切に反映されているかを検討した。</li> <li>経営者による商品及び製品の収益性の低下による簿価切り下げの見積りの仮定、使用するデータ及び算定方法を理解するため、経営者への質問を実施した。</li> <li>商品及び製品を評価するための基礎となる在庫データについて、ロケーション別棚卸データとの数量突合及び試算表との金額照合により、当該データの正確性及び網羅性を確かめた。</li> <li>商品及び製品のうち、一定期間を経過した商品及び製品について、会社が設定した販売見込期間に係る仮定に基づき評価損が適切に計上されていることを再計算により検討した。</li> </ul>

#### その他の記載事項

会社の2022年8月31日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該連結財務諸表に対して2022年11月29日付けで無限定適正意見を表明している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

### < 内部統制監査 >

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社A N A Pの2023年8月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社A N A Pが2023年8月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2023年11月30日

株式会社A N A P

取締役会 御中

フェイス監査法人

東京都渋谷区

指定社員

業務執行社員

公認会計士

中川 俊介

指定社員

業務執行社員

公認会計士

大槻 直太

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社A N A Pの2022年9月1日から2023年8月31日までの第32期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社A N A Pの2023年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前事業年度以前より継続して営業損失を計上しており、また、当事業年度においても、営業損失、経常損失及び当期純損失を計上し、債務超過となっていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2023年10月13日開催の取締役会において株式会社ネットプライスとの間でDIPファイナンスに関する取引基本約定書を締結することを決議し、同日付で取引基本約定書を締結している。また、当該契約に基づき2023年11月24日に借入を実行している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」に記載されている事項のほか、以下に記載した事項を監査報告書において監査上の主要な検討事項として報告すべき事項と判断している。

商品及び製品の評価の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>当事業年度の貸借対照表において、商品及び製品554,035千円が計上されており、当該金額は総資産の33.2%を占めている。</p> <p>会社は、注記事項（重要な会計方針）1.資産の評価基準及び評価方法（2）棚卸資産の評価基準及び評価方法に記載のとおり、商品及び製品の評価方法は、総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）によっており、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としている。</p> <p>また、注記事項（重要な会計上の見積り）2．棚卸資産の評価に記載のとおり、一定期間以上滞留が認められる商品及び製品については、商品及び製品の収益性が低下したと仮定し、収益性の低下による正味実現可能価額の下落を反映するために、時の経過に伴って定期的にその帳簿価額を減額している。</p> <p>会社の事業は、衣料品の小売業であり、競合企業との厳しい競争関係にあり、流行や嗜好の変化が速く商品のライフサイクルが短い傾向がある。また、会社が顧客の嗜好の変化に対応した商品及び製品を提供できない場合や、予測できない気象状況の変化が生じた場合等において、販売可能性の低下した商品及び製品が増加する可能性があることから、商品及び製品の評価の見積りには不確実性が伴う。</p> <p>このように、会社は販売可能性の低下した商品及び製品を適切に評価するための方針を策定・適用して商品及び製品の評価を行っているものの、当該見積りは不確実性を伴い、当該評価方針に係る仮定は経営者の主観的な判断を伴うものであることから、当監査法人は、商品及び製品の評価を監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、商品及び製品の評価の妥当性を検討するため、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>商品及び製品の評価に関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。</li> <li>正味売却価額について、直近の販売実績との比較を実施し、収益性の低下が適切に反映されているかを検討した。</li> <li>経営者による商品及び製品の収益性の低下による簿価切り下げの見積りの仮定、使用するデータ及び算定方法を理解するため、経営者への質問を実施した。</li> <li>商品及び製品を評価するための基礎となる在庫データについて、ロケーション別棚卸データとの数量突合及び試算表との金額照合により、当該データの正確性及び網羅性を確かめた。</li> <li>商品及び製品のうち、一定期間を経過した商品及び製品について、会社が設定した販売見込期間に係る仮定に基づき評価損が適切に計上されていることを再計算により検討した。</li> </ul>

#### その他の事項

会社の2022年8月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して2022年11月29日付けで無限定適正意見を表明している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2024年7月16日

株 式 会 社 A N A P  
取 締 役 会 御 中フェイス監査法人  
東京都渋谷区指定社員  
業務執行社員 公認会計士 中川俊介指定社員  
業務執行社員 公認会計士 大槻直太

## 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社A N A Pの2023年9月1日から2024年8月31日までの第33期事業年度の第3四半期会計期間（2024年3月1日から2024年5月31日まで）及び第3四半期累計期間（2023年9月1日から2024年5月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社A N A Pの2024年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

## 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前事業年度以前より継続して営業損失、経常損失、当期純損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上し、当第3四半期会計期間末において債務超過となっていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

## 強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2024年7月2日開催の取締役会において株式会社ネットプライスとの間でDIPファイナンスに関する取引基本約定書を締結することを決議し、同日付で取引基本約定書を締結している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

#### 四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業的前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記、四半期レビュー報告書の原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。